

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

改 正 後	現 行
(97) (96) (略) 四―(二・二―ジシアノエテン――イル)フエニル 二 ・四・五―トリクロロベンゼン――スルホナート及びこれ を含有する製剤 三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤 三十の七 (略) 三十一―三十一の三 (略) 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) (略) (略)	(96) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤 (新設) 三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 三十一―三十一の三 (略) 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (95)(1) (94) (略) (E)―「(四R)―四―(二・四―ジクロロフェニル) ―一・三―ジチオラン―ニ―イリデン」(―H―イミダゾ― ル――イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

（傍線部分は改正部分）

(98) |
(184) |
(略)

三十三の三十八の三 (略)

三十九 (略)

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無
水物及びこれを含む製剤

四十 (略)

四十の二と四十二 (略)

四十二の二 (略)

四十二の三 ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド及び
これを含む製剤。ただし、ジデシル(ジメチル)アンモニ

ウムクロリド〇・四%以下を含むものを除く。

四十三 (略)

四十三の二と五十 (略)

五十の二 (略)

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含む
る製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エタノール三・一%
以下を含むものを除く。

五十の四 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及び
これを含む製剤。ただし、二―(ジメチルアミノ)エチル
メタクリレート六・四%以下を含むものを除く。

五十の五と五十の八 (略)

(97) |
(183) |
(略)

三十三の三十八の三 (略)

三十九 しきみの実

(新設)

四十 シクロヘキシミドを含む製剤。ただし、シクロヘキシ
ミド〇・二%以下を含むものを除く。

四十の二と四十二 (略)

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含む製剤。
ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含むものを除
く。

(新設)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを
含む製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシル
フェノール〇・五%以下を含むものを除く。

四十三の二と五十 (略)

五十の二 二・三―ジブロモプロパン―一―オール及びこれを含
有する製剤

(新設)

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エチルメタクリレート及び
これを含む製剤

五十の四と五十の七 (略)

五十一〜六十八 (略)	六十八の二 (略)	六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。 ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三％以下を含有するものを除く。	六十九〜七十四の二 (略)	七十四の三 (略)	七十四の四 トリクロロ (フェニル) シラン及びこれを含有する製剤	七十四の五 (略)	七十四の六・七十四の七 (略)	七十五〜九十一 (略)	九十一の二 (略)	九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一％以下を含有するものを除く。	九十一の四 (略)	九十二 (略)	九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一％以下を含有するものを除く。	九十三 (略)	九十四 (略)
-------------	-----------	---	---------------	-----------	-----------------------------------	-----------	-----------------	-------------	-----------	---	-----------	---------	---	---------	---------

五十一〜六十八 (略)	六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤	六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤	六十九〜七十四の二 (略)	七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤 (新設)	七十四の四 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤	七十四の五・七十四の六 (略)	七十五〜九十一 (略)	九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤 (新設)	九十一の三 ヘキサン―一・六―ジアミン及びこれを含有する製剤	九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一％以下を含有するものを除く。 (新設)	九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三 a・四・七・七 a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタノ)―インデン (別名ヘプタクロール) を含有する製剤	九十四 (略)
-------------	--------------------------	------------------------------	---------------	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------	-------------	--	--------------------------------	---	--	---------

九十五 (略)	九十五の二 ペンタン酸及びこれを含む製剤。ただし、ペンタン酸二%以下を含むものを除く。
九十六 (略)	
九十六の二 〓百十 (略)	
2 (略)	

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含む製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一%以下を含むものを除く。	(新設)
九十六 硼 ^{ほう} 弗 ^ふ 化水素酸及びその塩類	
九十六の二 〓百十 (略)	
2 (略)	